

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成19年2月2日（金）
農林水産省第2特別会議室

- 2 開会及び閉会の時刻 14：00～15：55

- 3 出席者

委 員 青山委員 浅野委員 天野委員 有馬委員 岩川委員
魚津委員 岡田委員 海瀬委員 下川委員 鈴木委員
早坂委員 前田委員 恵委員 山根委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

- 4 議 事

（1）会長の互選等

（2）部会の所属委員の指名等

（3）その他（説明事項）

- ・平成19年度予算及び税制改正について
- ・木材の安定供給体制の整備について
- ・森林吸収源対策について
- ・「小笠原諸島」の世界遺産暫定一覧表への記載について

午後 2時00分 開会

○岡田林政課長 それでは、お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

ご案内のとおり、今回の林政審議会の開催につきましては、平成19年1月6日付により委員改選が行われましたので、本日がその新任の委員の方を含めました初会合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名中14名の方、山根委員ちょっとおくれられているということでございますけれども、ご出席でございます。当審議会定足数である過半数を満たしております。

林政審議会の委員に任命されました方は、参考1の名簿のとおりでございますが、本日は最初の審議会でございますので、ご出席されている方々を50音順に紹介させていただきたいと存じます。

まず、左手の方から、青山委員でいらっしゃいます。

○青山委員 青山です。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 浅野委員でいらっしゃいます。

○浅野委員 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 天野委員でいらっしゃいます。

○天野委員 天野です。こんにちは。

○岡田林政課長 有馬委員でいらっしゃいます。

○有馬委員 有馬でございます。

○岡田林政課長 岩川委員でいらっしゃいます。

○岩川委員 初めまして。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 魚津委員でいらっしゃいます。

○魚津委員 山を持っています。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 岡田委員でいらっしゃいます。

○岡田委員 岡田でございます。

○岡田林政課長 海瀬委員でいらっしゃいます。

○海瀬委員 海瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 下川委員でいらっしゃいます。

○下川委員 下川でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 鈴木委員でいらっしゃいます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いします。

○岡田林政課長 早坂委員でいらっしゃいます。

○早坂委員 早坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 前田委員でいらっしゃいます。

○前田委員 前田林業の前田と申します。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 惠委員でいらっしゃいます。

○惠委員 惠小百合です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 鷺谷委員でいらっしゃいます。

○鷺谷委員 鷺谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 ありがとうございました。

それでは、ここで林野庁長官からごあいさつを申し上げます。

○辻林野庁長官 1月5日付で川村前長官の後を引き継ぎました林野庁長官の辻でございます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

今、林政課長から話がありましたように、今回委員の改選がございまして、6人の新しい先生方に委員になっていただいたわけございまして、森林、林業、木材産業の発展のために、忌憚のないご意見をいただければと思います。

林野庁が今年取り組むことは、昨年林政審議会でご論議していただいて9月に閣議決定いたしました森林・林業基本計画の具体化、まさに実行元年というふうに思っているところでございます。その中でも林野庁として重点的に取り組んでいきたいというのは大きく2つ考えてございまして、1つは国産材の復活でございます。ご案内のように、木材の需要が、中国だとかインドだとか、それから中東だとかヨーロッパだとかいうことで需要が拡大をしているわけございまして、この結果外材の価格がかなり高くなってきてございます。また、将来的に本当に日本が安定的に輸入することができるのか、こういったような状況になってきているわけございまして、これを受けまして、製材工場だとか、合板工場だとか、集成材工場だとか、こういったところが国産材を使う設備投資を行いつつあるといったような状況でございます。こういう工場は原木消費量が非常に大きくなってきてございまして、その工場の操業をきちっとやっていくためには国産材の原木の安定供給というのが欠かせないわけございまして。国産材原木の安定供給のための仕組みということをつくろうということで、これは民有林、国有林合わせた形でシステムをつくろうということで、現在都道府県だとか、あるいは森林組合だとか、

いろいろなところと一緒にあって取り組んでいるところでございます。

それから、もう１点は、今年度の補正予算と来年度の当初予算で、森林吸収源対策ということで765億円の追加の森林整備予算が計上されたところでございまして、この予算をきっちりと使って間伐を進めていくということが重要だと考えているところでございます。ただ、この予算を黙々とただ使うだけではもったいないということで、美しい森林づくり推進運動というのを官邸にもお願いをいたしまして全国的な展開をいたしたいということで、現在いろいろなところに相談をさせていただいているといったような状況でございます。

今後とも、いろいろな課題につきまして委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら林野庁の施策が充実をして推進するように頑張ってまいりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 それでは、続きまして、林野庁幹部職員を紹介させていただきます。

ただいまごあいさつをいたしました辻長官でございます。

○岡田林政課長 石島次長でございます。

○石島林野庁次長 石島でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 島田林政部長でございます。

○島田林政部長 島田でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 梶谷国有林野部長でございます。

○梶谷国有林野部長 梶谷です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田林政課長 申しおくれましたが、私、林政課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員の名簿及び林野庁関係者名簿につきましては、お手元の資料の参考の２、参考の３としてお配りしておりますので、お目通しいただければと思います。

本日は、１月６日付で委員の方々が任命されまして最初の審議会でございますので、議事の３の（１）にありますように、会長の選任を行っていただくことになっております。つきましては、議事運営上、仮座長を選出していただきたいと存じますけれども、ご出席の委員の中で、当林政審議会委員として在任期間も長くご先輩格であります海瀬委員に仮座長をお願いしてはと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○岡田林政課長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、恐れ入りますが、海瀬委員よろしくお願いいたします。

○海瀬仮座長 それでは、ご指名でございますので、暫時仮座長を務めさせていただきます。

まず、会長の選出でございますが、林政審議会令第2条第1項の規程により、会長の選任は委員の互選によることとなっています。いかがいたしましょうか。

はい。

○山根委員 ちょっとおくれてまいりまして、大変失礼します。

宮崎の有馬先生、大変ご見識とご経験が豊富なもので、前からご尊敬申し上げておりまして、この委員になられたということを聞いておりますので、ぜひ会長をやっていただければと思っています。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○海瀬仮座長 異議なしの声が先に出ましたので、お諮りする前でございますが、議事録が残りますので、一応申し上げたいと思います。

ただいま有馬委員にお願いしてはどうかというご意見をいただきましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○海瀬仮座長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、有馬委員にはご苦労をおかけいたしますが、会長をお願いしたいと存じます。

以上で私の仮座長としての任務は終了しましたので、あとは有馬会長をお願いしたいと存じます。ご協力ありがとうございます。

○有馬会長 ただいま皆様のご推薦を受けまして、会長のご指名を受けたということでございますが、ありがとうございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の林政審議会というのは、国土の3分の2を森林というのは占めているわけでございますし、ご承知のとおり、その環境と国土保全と、それから木材資源、こういう非常に重要な役割を担っているわけでございます。そればかりではなくて、国際的に見ましても、資源の、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、争奪戦というんでしょうか。資源の枯渇、こういう状況にもつながっていますし、何よりも地球温暖化のその中に果たす森林の役割というのが前にも増して非常に大きくなっているわけでございます。そういうことを考えますと、当審議会に与えられました役割というのは大変重要であろうかと思ひますし、委員の先生方の顔ぶれも拝見いたしますと、非常に多彩な、いわゆる多分野のいろいろな分野の委員の先生方がお集まりでございます。それだけ森林、林業、木材産業を議論するこの林政審議会の役割というんでしょうか、審議する視点というものも広く求めなくてはいけないと言える状況

かと思っております。そういう点で、皆様方のご協力を得ましてこれから審議会の運営に当たりたいと存じておりますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。（拍手）

それでは、まず会長代理についてご相談いたしたいと存じます。

林政審議会の審議会令第2条の第3項の規程により、会長代理を置くこととなっております。これにつきましては会長が指名するということになっております。

なお、会長代理には、本日は所用でお見えになっておりませんが、広く森林のことに携わっておられました櫻井委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思います。

次に、議事の3の（2）の部会の所属委員の指名等に入ります。

部会の所属委員の指名についてでございますけれども、林政審議会令第5条第1項に部会を置くことができることになっており、また部会に属すべき委員及び特別委員については、同審議会令第5条第2項の規程により、これまた会長がどうも指名することになっております。当審議会において設置しております施策部会でございますが、審議委員の方々におかれましては施策部会において初めて聞かれる方もいらっしゃるかと思いますので、事務局から施策部会についての説明をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○榎本企画課長 それでは、施策部会についてご説明いたします。

森林・林業基本法に基づきまして、政府は毎年森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出することとなっております。そして、この講じようとする施策を作成するに当たりましては、林政審議会のご意見をお聞きしなければならぬこととされております。このため、従前より林政審議会に施策部会を設置いただきまして、森林・林業白書の内容についてご議論いただいていたところでございます。この白書につきましては、施策部会での議論を経た後に林政審議会にお諮りいたしまして、閣議決定の後、政府から国会に報告されることとなっております。

なお、施策部会に属する林政審議会委員及び特別委員につきましても、林政審議会令に基づき会長にご指名いただくこととなっております。

以上でございます。

○有馬会長 ありがとうございます。

それでは、施策部会につきましてこれまでどおり設置することといたしますが、また施策部会に属すべき委員につきましては、まず浅野委員、それから岩川委員、魚津委員、それから、今日欠席でございますが、櫻井委員、早坂委員、それから恵委員、そして私、有馬の7名とい

うことでお願いいたしたいと存じます。

また、施策部会の特別委員といたしましては、現在委員を務めておられますが、引き続き安藤委員、稲本委員、金沢委員、金子委員、田中委員、滑志田委員、林委員、三井委員、森田委員の9名の特別委員の方々に引き続きお願いしたいと存じますので、ひとつご承知おき願いたいと思います。

なお、施策部会の部会長でありますけれども、これは部会に属する委員のうちから互選するというになっておりますので、それぞれの部会でお決めいただくことになろうかと思えます。よろしくお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それじゃ、続きまして、議事の3のその他に移ります。

冒頭にありましたように、本日が改選後の初会合となっております。せっかくの機会でございますので、事務局より予算等について説明をいただきます。幾つか説明いただくことがございますが、まず平成19年度予算及び税制改正につきまして、民有林及び国有林野事業関係の予算並びに税制改正について、続けて説明をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長 それでは、最初に、平成19年度林野庁関係予算概算決定額の概要と題しました資料ナンバーで1番と振っております資料でございます。よろしゅうございますでしょうか。それに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目がこれ総括表になってございまして、林野庁の平成19年度の公共事業費、非公共事業費に分けまして予算額を計上させていただいております。公共事業費の全体につきましては対前年比97.8%ということでございますが、そのうち一般公共事業費の中で森林整備事業費というところがございまして、これ100.7%ということで、全体の中でもこれを重点的に予算額を計上させていただいております。これを重点的に実施していこうということでございます。そのほか、後ほどまた森林吸収源対策の方につきましては計画課長からご説明させていただきますけれども、必要な予算、農村振興局、水産庁からの計上分、あるいは補正予算の部分も含めまして手当をさせていただいておるわけでございます。

この紙1枚めくっていただきまして、次が平成18年度の林野庁関係補正予算の概要でございます。補正追加額1,131億円ございますが、その中で森林の整備の関係といたしまして530億円を計上いたしております。

もう1枚めくっていただきまして3枚目でございますが、京都議定書森林吸収目標達成に向けた対策についてと題した資料でございます。これは、後ほど計画課長からご説明をさせていただきます。

だきたいと思ひまして、別途資料を用意させていただいております。

そこで、次にカラー刷りのコピーございます。A3で折り込んでおりますが、森林・林業再生への新たな挑戦と題した資料でございます。この中で全体像をご説明させていただきます。

ここにありますとおり、森林、林業、木材産業と、こう3つに分けてございますが、考え方といたしまして、やはり木材産業、林業をしっかりと再生させながら森林資源をうまく使っていき、その中で森林の機能を発揮させていこうと。こういうピンク色の矢印がついてございますけれども、そういう考え方で森林、林業、木材産業を一体的に予算、施策をしていこうということでございます。

まず、森林、左側のところでございます。黄色く塗った部分でございますが、美しい森林づくりの推進と森林吸収源対策への取り組みというところでございます。森林吸収源対策につきましては後ほどご説明させていただきますけれども、この中でもう一つ、「100年の森林づくり」加速化推進事業と題したものがございます。これは、全国50カ所をモデル地区としまして、関係者のコンセンサスを得ながら地域の森林を多様な森林に誘導するためのランドデザインを描いていこうと。その取組で得られましたノウハウ、手法は全国に発信していこうと、こういう事業でございます。

それから、その下に、地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進もございますが、この中で、企業、NPO等の森林づくり活動のサポート体制を整備するといったこと、あるいは森林環境教育といった面で高い指導力を持つ人の人材育成、それから理解を深めるためのプログラムづくりなども支援していこうということでございます。

その下にまた、花粉発生源対策の推進というのがございます。この中では、無花粉スギなどの苗木供給を加速化していこうということ、それから、都市部への花粉飛散に影響している発源地域を推定する調査を実施するとともに、地域分布図を作成していこうということを盛り込んでございます。

それから、下に丸で1つ起こしてございますけれども、安全・安心の確保のための治山事業というところでございます。この中では、国有林、民有林一体となった治山事業の展開という点、それから地域における避難体制との連携を強化していこうということで、集落を保全するための治山事業を実施する場合、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されていることを前提とすることで地域における避難体制との連携を図り、いわゆる災害を減らすという意味で減災効果を高めていこうというものでございます。

それから、右が林業の分野でございますが、1つには施業の集約化という部分でございます。

森林整備を効率的にやっていく。それからまた、後ほどこれは木材の安定供給ということで経営課長の方からご説明させていただきますけれども、木材の原木の安定や量の確保を図っていくという面でも施業の集約化が大変重要でございますので、こういった部分につきましては森林整備地域活動支援交付金を大きく見直すといったこと並びに必要な予算事業も立てながら仕組みつくっているところでございます。

それから、2つ目の丸のところでは、低コスト作業システムの開発と普及・定着ということでございます。集約化の進んだ森林における施業のコストダウンを図るため、我が国の急峻な地形に適しました高性能林業機械と路網配置の組み合わせをしっかりと行いまして低コストでの作業システムを開発し、それを現場に普及、定着をしていくということでございます。

こういった一連の予算の流れで、長期の川上、川下の連携を通じまして木材の安定供給を実現していくところでございます。

右側、それから木材産業の部分でございます。1つ目に、木材産業の競争力の強化に向けた構造改革というところでございます。まずは、品質、性能の明確な製品を低コストで安定供給をするということが大変重要でございますので、製材、加工の利用者ニーズに合うように大規模化を推進していくということでございまして、強い林業・木材産業づくり交付金で所要の予算を計上しております。

それからまた、消費者のニーズに対応した新たな製品、技術の開発ということで、国産材の利用の幅を広げていくということでございまして、これにつきましても、例えば内装材への国産材の利用といったことにつきまして技術開発を進めていくということで予算を計上いたしております。

それから、2つ目の丸でございしますが、ここの中では木の全体の絵を描いてございます。これまでに新流通・加工システムということで、間伐材といったB材を集成材、合板にして使っていくということを進めてきたわけでございますが、さらにまたボード類にも国産材の利用の幅を広げていくということで、全体として木材全体が使われるように総合利用を進めていくというために必要な予算を計上しているところでございます。そのほか、木質バイオマスの利活用を推進するための事業ということでも必要な予算を計上しているところでございます。

3つ目のところ、丸がございしますが、消費者重視の新たな市場の形成と拡大というところでございます。1つ目のところでは、木づかい運動の強化を通じた消費者対策の推進ということでございしますが、木づかい運動を引き続き推進しながら国民、消費者の皆さんに木材利用の必要性、重要性、意義といったものをしっかりとお伝えをしていくということでございまして、

そのほかに、下のところでございますが、輸出相手国の住環境、あるいはニーズに応じた国産材製品のPRも引き続きこれを進めていこうということで、木材海外販路拡大支援事業を起こしているところでございます。

以上、全体像でございますが、このほかにも持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組を推進という中で、違法伐採への取組というところも強化をするために必要な予算も計上しているところでございます。詳細につきましては、こちらのさらに後ろの方に、平成19年度林野庁予算の重点事項というものをこのA3の後ろにつけてございます。先ほど申し上げました内容はその中で説明できるようにさせていただいております。またこれをご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

○高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。

お手元の資料の2番をご覧ください。

資料2番によりまして、国有林野事業特別会計の予算につきまして私からご説明申し上げます。

国有林野事業につきましては、森林の公益的機能の維持増進を図りつつ、一方では間伐を推進しまして、地球温暖化の防止につきましても積極的に対応することとしております。併せて、財政の健全化を図るという観点からも必要な予算を計上しております。

1及び2は、林産物、土地等の事業収入の確保を図るということでありまして。また、一方では、経費の節減に努めまして効率的な事業の実施に努めていくというふうにしております。

3でございますけれども、一般会計からの繰入につきましても拡充を図るということでございます。公益的な機能の推進を図るために、①でございますけれども、公共事業といたしまして、森林整備の推進、国民のニーズに応えた多様な活力ある森林を整備する観点から、天然力を活用した広葉樹林化を促進するということで、60億円の新しい拡充項目を設けております。

②でございますけれども、保護林等森林資源管理強化対策といたしまして、非公共予算でございますけれども、約12億円の拡充をしております。天然生林の根幹をなす保護林の適切な保全管理に向けましてモニタリング調査を実施します。また、希少な野生動植物に関する基礎的な情報の収集、蓄積を図るということに力を入れていきます。また、直轄治山事業を着実に推進していきたいということでございます。

次のページをご覧ください。

2ページ目に、歳入につきまして数字を書いております。歳入、国有林野事業収入についま

しては、業務収入、いわゆる林産物を売った収入でございますけれども、これは対前年度比100%を計上しております。一方では、林野の売払い等、既にこれは、かなり売り尽くしてきたという面もだんだん出てきております。そういった観点から、林野の売払いにつきましては86.8%という数字を計上しています。その合計といたしましては、94.6%と少し減少を見込んでおります。

次に、一般会計受入ですが、これは国有林野事業につきましても公益的な機能があるという観点から、一般会計から、つまり税金からの受入れがあります。この額が1,640億円と、対前年度比105.2%となっております。財政が大変厳しい中ではございますけれども、必要な森林整備事業を進めていくという観点から、こういった大きな数字を計上しております。その中身でございますけれども、事業施設費、これがその113.3%でございます。右の摘要欄にあります広葉樹林化促進強化対策費約60億円につきましては、先ほど申し上げました①の公共の拡充項目でございます。

また、一方、下から2番目でございますけれども、地球環境保全森林管理強化対策といたしまして、保護林等森林資源管理強化対策、先ほど申し上げました②の非公共の部分でございます。約12億円の拡充をするということでございます。

また、利子補給でございますけれども、219億円の予算を計上しております。国有林につきましては、現在残念ながら約1兆3,000億円の債務がございます。その債務につきましては、現在はの全額を一般会計から繰入れているという状況でございます。その額が219億円ということでございます。

歳入合計が4,591億円、107.6%と大きな伸びの数になっております。

次のページをご覧ください。

3ページ目には、歳出を計上しております。

まず、人件費でございますけれども、711億円、約94.5%とかなり縮減を図った数字となっております。定員内職員給与につきましては92人減るということを見込みまして、対前年度比97.1%の330億円の額を計上しております。一方、基幹作業職員につきましては210人減るということで、対前年度比86.8%と、93億円の給与額を計上しております。

その一方では、事業的経費の歳入が増える分だけその必要な経費も増えるということで、対前年度比110.5%の経費を計上しています。

また、利子・償還金につきましては、歳入の部で説明申し上げました数字に相当するものを計上しています。

歳出合計は、4,591億円、歳入と同額ということでございます。

私からは以上でございます。

○榎本企画課長 それでは、資料3に基づきまして、平成19年度の林野関係税制の改正予定事項についてご説明したいと思います。

まず、1の新規・拡充事項でございますが、法人税、森林組合が合併します際の企業再編税制の特例措置、これを講じております。通常、法人が合併いたします場合には、移転する資産を時価で評価いたしまして、時価と簿価の差額につきましては所得が発生したものとして課税がされます。ただし、一定の要件を満たす場合にはこれに特例を設けておりまして、簿価による引き継ぎが可能となっております。今回は、この特例措置に森林組合同士の合併を追加するものでございます。

2以下は延長事項でございます。まず、①の所得税でございますけれども、山林所得に関しまして森林施業計画に基づいて施業する場合、森林計画特別控除によりまして立木販売収入の20%を控除できることとなっております。これを引き続き措置するものでございます。

②につきましては、これは法人税の関係でございますが、植林費につきまして、通常林業経営では植林費等につきましては立木を販売しましたときに初めて費用として計上できることになっております。ただし、森林施業計画に基づきまして造林を行う場合につきましては、例外的に植林費のうち35%をその支出年度に計上できることとなっております。これを2年間延長するものでございます。

③と④でございますけれども、これも同じく法人税ですが、森林組合の脆弱な経営基盤を強化するといった観点から、貸倒引当金につきまして特例措置として、16%の割り増し、また、留保所得の特別控除制度として32%まで損金算入を認めておりますけれども、これを2年間延長するものでございます。

⑤でございますけれども、登録免許税につきまして、農林漁業信用基金が債務保証を行った際に抵当権を登記する場合につきまして登録免許税を軽減する特例を講じております。これも引き続き措置することとしております。

⑥でございますが、不動産取得税につきまして、入会林野の権利関係、これを近代化していく場合、すなわち所有権などに整理し直す場合でございますが、この場合につきまして不動産取得税を実質免除することとしております。この特例を引き続き措置するものでございます。

⑦は固定資産税でございますが、木材乾燥に利用されます木くず焚ボイラーにつきまして、木質バイオマスの利用促進を図るという観点から、固定資産税の課税標準の特例、3年間8分

の1を軽減する措置でございますが、これを1年間延長することとしております。

その他でございますけれども、①森林総合研究所と林木育種センターが今回統合することとなっておりますが、その際にもこれまで同様所得税を非課税とすること。②につきましては、森林施業計画につきまして、広葉樹林化を推進するための制度運用を今回見直す予定ですが、その場合に森林施業計画に関する各種の特例措置をそのまま継続するということなどを確認するものでございます。③の所得税・法人税に関しまして減価償却制度の見直しが行われる予定ですが、これは経済産業省など、他省庁並びの措置でございます。④と⑤につきましては、実績が今回ございませんことから廃止するものでございます。④の方は、森林組合が同連合会から権利義務を包括承継する場合の登録免許税の軽減措置、⑤の方は、林業経営基盤強化法に基づく知事のあっせんにより林地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置でございますが、これらにつきましては実績がありませんことから、今回廃止する措置をとってございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

環境税についてでございますけれども、19年度与党の税制改正大綱におきまして総合的に検討していくという扱いとされました。林野庁としましては、引き続き森林吸収源対策のための安定的な財源確保、これがなされますように取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

3人の課長さんからご説明ございましたが、ただいまの説明につきまして皆様方のご質問等があれば伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○下川委員 2番目の番号がついた資料ですが、事業収入の中で林野・土地の売払い等による収入の確保ということになっておりまして、その内訳をご説明いただいたのですが、これは具体的にどういう場所になるのでしょうか、教えていただければありがたいのですが。

○高柳管理課長 かつては、六本木に宿舎があるとか、あるいは森林管理局がある地方の大都市にも宿舎があるといった形で、土地があったのですけれども、それをどんどん売ってきているわけでございます。今現在は、そういった大きな物件はほとんどありませんでして、地方にある所森林管理署自体もかつての3分の1強に減らしまして現在98しかないのですけれども、その過程で残った土地を売るとか、あるいはその近辺にあった土地及びその宿舎を売のですけれども、いかんせん地方にあるものですから、非常に地価がそもそも安く、また一方では、地方自治体が買っていたケースがかつてはあったのですけれども、地方自治体の財政状況も厳

しいものですから、なかなか買っていただくことが難しいという状況で、林野等売払収入という意味では厳しい数字を見込んでいるということでございます。

○下川委員 そうすると、林野ということではないと。例えば、林野の一部を、森林になっているところの一部を例えば観光施設だとかのために売り払うというようなことはほとんどないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○高柳管理課長 そういうものもございます。ただ、それは、その林野の評価といたしましてはあくまで山林としての評価ですから、収入という意味ではそれほど大きい数字にはならないわけございまして、もともと都心部にあるような一等地から比べればもう小さい数字です。そういった林野購入のニーズがあり、しかも状況が許すならば売るということもございます。

○下川委員 ありがとうございます。

○有馬会長 いかがでしょうか。

どうぞ、恵委員。

○恵委員 恵です。

最初に、長官からごあいさつのあった森林吸収源対策の765億円のお話で、それはこの今ご説明のあった平成19年度の概算決定額のどことどこだというふうに読めば、理解すればよろしいのでしょうか。これは、トータルとしてこの中で理解できるという解釈でよろしいのでしょうか。それとも別扱いでしょうか。

○沼田計画課長 よろしいでしょうか。計画課長でございますが、後ほどまた森林吸収源対策についてご説明させていただきたいと思いますが、資料1のところで3枚目に京都議定書森林吸収目標達成に向けての対策ということで書いてございますけれども、765億円と申しますのは、ちょうど真ん中ほどに書いてございますけれども、これから、19年度から6年間かけてやっていく必要があるというふうに考えているわけでございますが、1つには18年度の補正予算トータルとして、公共预算の方で1,100億円余りございますけれども、その中で530億円を手当しております。それから、平成19年度の当初予算ということで、資料ナンバー1のこの全体額の中に入っているわけでございますけれども、いわゆる追加分として235億円でございます。ただ、この中で省を挙げた森林吸収源対策の加速化というところの中で、いわゆる水産関係と連携した事業が100億円ございまして、農業農村整備事業と連携した事業は50億円ございます。この合わせて150億円というのは林野庁関係の予算に計上しているわけじゃなくて、水産庁関係の予算、それから農村振興局関係の予算というところで計上させていただいております。後ほど詳しくはご説明させていただきたいと思います。

○惠委員 ありがとうございます。

○有馬会長 ほかにいかがでしょうか。予算、それから税制等がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、次に、木材の安定供給体制の整備について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○高橋経営課長 経営課長の高橋と申します。

お手元の資料4、横長の資料の右肩に4と書いてございますが、こちらに則してご説明いたします。

この木材安定供給体制の整備については、冒頭長官のあいさつの中でも最初の課題で触れた点でございます。先ほどの予算の中でもかなり重点的に措置しております。

現状と課題の部分、長官から申し上げたとおりですが、赤い字のところだけちょっと簡単に追っていただくと、国産材の利用、17年には自給率としていえば20%まで回復したというようなことで上向いております。生産性の高い事業体というのも事例としては出てきています。しかし、川上からの供給全体として見ると、まだ川下のニーズに対応し切れていないと。大きな要因として、原木の調達、供給が不安定であるということがございます。これを克服していかないといけないと。その際には、生産・流通コストの大幅な低減と。これは、要は生産コストを下げ、山元にも収益を還元しないと施業意欲もわいてきませんので、そういう意味でのコスト低減ということで進めてまいりたいと。対策として、民有林、国有林が連携してということと考えてございます。

このページの一番下に、森林・林業基本計画の記載がございますが、より具体的に2ページ目をご覧くださいと思います。

どういう仕組み、システムかということで、一番真ん中のところに、川上から川下までの取り組み主体の流れがございます。一番川上にももちろん森林所有者がいるわけですが、それに対して直接的には森林組合等の林業事業体、ここの左の枠をちょっと見ていただくと、この段階においては提案型による集約化の施業と。これは、日吉町の森林組合が一番進んでいるわけですが、所有者に対して森林組合などの方から働きかけをして施業を集約化をしていくと。そうすればコストも下がると。そういうことを広範に進めていきたいと、モデル的にではなくてですね、と考えております。そうしますと、じゃこれだけ原木が出せそうだということもおのずと出てまいりますので、それを県レベルにつくる協議会に集積して川下に流すと。川下に対してはこれだけ川上から材を出すということで安心感を与えていきたいと、そういう仕組み

でございます。

その下の四角ですが、当然そうやって所有者に働きかけて説得していくためには低コストのシステムが必要になります。作業路網と機械を組み合わせるコストを下げられるから、所有者に収益も還元できると。それで初めて施業を集約化する、そういう説得もできようかと思っております。これを表裏一体でまず川上では進めていきたいと思っております。

次に、右の方の四角にいきますが、この木材安定供給協議会というものの、これを核としては都道府県ごとに県、国有林の森林管理局、あるいは都道府県の森林組合系統、その他の川上の事業者団体を網羅するような形で19年度から立ち上げていきたいと思っております。一番大きな役割としては、①にありますように、川上からこれだけ材を供給する用意があるということ幅広く川下に公表して伝えていくということでございます。そのほか、②、③にありますように、提案型施業をするための人材育成の研修や先進事例の情報交換なども機能として考えております。県レベルを核に、地域ブロック、あるいは全国段階でも協議会を立ち上げていきたいと思っております。

さらに、そういった形で原木の供給情報を出した上で、次にコーディネーターというのがございますが、実際の取引に結びつける役割を担ってもらおうということで、こういうコーディネーターというものもモデル的に育成をしていきたいと思っております。それによって、川下の大規模需要者、あるいはそれ以外の需要者と川上でいろいろこれから汗をかいて原木を出していくというものを具体的に結びつけて、国産材の利用拡大に結びつけていきたいと考えております。

以下は、ちょっと厚い資料をお配りしていますが、すべて参考でございます。2点だけちょっと申し上げますと、まずこの参考の最初の森林・林業基本計画の目標数値をおさらい的に出しておりますけれども、特にこの右側の方の木材供給量、表の一番下の部分ですが、国産材の利用量を16年実績の1,700万立方から2,300万立方に増やすということについて、今申し上げた体制が大きく役立つと思いますし、またそういうことで間伐材として出すということが進めば、左側の森林整備、これはこの後申し上げる吸収源対策の推進も含めて的確に進むと。そういういい意味での循環ができてよいかなと思っております。

その次のページ以下は、これ実は2種類の資料を作成しているんですが、横長のこの安定供給体制の整備に向けてというのが18ページほどございます。その後ろに、縦長の資料で施業集約化・供給情報集積事業の取組の手引きというものをつけてございますが、今申し上げたこの体制整備は、国・県といった行政や関係団体・機関が大きな運動として進めていく必要がある

と思っております。そのため、去年の基本計画決定以降2次にわたって全国ブロック会議をやっております、現在まさにその2度目のブロック会議を長官以下直接出かけていって進めている最中でございます。その際にこの資料を使っております。現場できちっと理解をしてもらって実行するというための言ってみればマニュアルというか、解説書でございますので、参考までにお配りさせていただきましたので、お時間があるときにご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問があれば伺いたいと思いますが。

どうぞ、海瀬委員。

○海瀬委員 通常の経済取引なんですけれども、一般的に工場の方で考えますと、工場側が全部材料を要するに自前で調達を図っていくと。要するに、川下から川上に上がっていくという姿が通常の経済活動の姿だろうと思うんですけれども、この場合はあえて川上から川下に流していくというような方策をおとりになろうとしてますけれども、このあたりは、あえて一般の流れの逆をここで考えられているのかというのが、ちょっとご説明をいただければありがたいなと、そう思うんですけれども。ちょっと質問の意味がわかるでしょうか。

○高橋経営課長 わかります。2つ指摘があるかと思ひまして、1つは川下の方に聞くと、大きく言えば、川上から材さえ出てくればどんどん使いたいんだという話をかなり強く聞いております。そういう状況のもとであれば、川下のニーズを待ってから川上が動くという状況ではなくて、だから、そういうふうには川上を待ちの側に回らせるのではなくて、もうそういう状況だから、先に打って出るということが必要ではないかということが1点ございます。

それから、川上の方がこういうある意味好条件とはい言ひ難い問題を抱えているのは、所有者が零細分散をしていて、そこに構造問題があり、行政も入って、てこ入れをしないとイケない。そういう日本特有の事情かとも思いますが、ということで、川上の方から動かしたいという事情でございます。

○海瀬委員 ありがとうございます。

○有馬会長 鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 大変重要なポイントだと思っておりますが、ちょっと質問させていただきます。

1つは、森林の所有者をまとめて施業提案をするというのは森林組合と林業事業体。この関係をもうちょっとどういうことを考えておられるのかというのが1点です。

それから、もう一つ、一番最後のところにあるコーディネーターと書いてあります。これは、

こういったものを具体的にお考えなのか、この2点。

○高橋経営課長 コーディネーターの方は、ちょっと担当の木材産業課長から2点目としてお答えさせていただきたいと思います。

1点目ですが、あえて森林組合と林業事業体と書いてありますのは、3つぐらいパターンがあり得ると思っていまして、森林所有者を説得をして、とにかく自分たちにこの間伐を任せてくれと。そうやって面的にまとめていくというのは、一番そこに近いところにいるのは森林組合だと思っています。その次のステップとして、それがまとまったときに実際の間伐などの施業をやる。森林組合が自分でやってもいいし、場合によっては、自分のところには作業班はないので、民間の事業体に任せると。森林組合は、所有者との関係である意味コーディネートに徹して、作業は民間に任せるというケース。それと、森林組合が所有者を説得をして、かつ自分で施業もやるというケース、両方あると思っております。そこは、もうどちらでもケース・バイ・ケースでとっております。3つ目には、どちらも森林組合ではなくて、ほかの事業体が所有者の説得もやるし、素材生産もやるという場合も排除はしていません。ただ、なかなか地縁的な組織というよりは、所有者の説得まで民間事業体がやるというケースはどれぐらい出てくるかというのはちょっとわかりかねる部分がありますが、そういうある意味、分担、あるいはパターンがあるんじゃないかと思っております。それをひっくるめて、森林組合等の林業事業体と川上にまとめて書いております。

○辻林野庁長官 コーディネーターについて。

いわゆるコーディネーターを育成しようというのは、実は流通コストを縮減しようという思いがあるわけなんです。立方当たり1万2,000円だとか1万円みたいな、そういう安い材を今の流通でいきますと原木市場に出して、そしてそこで競りをかけ売っていく。そうしますと、手数料と桟積料で31,500円みたいな、そういうことになる。それから、輸送するのも2回輸送をする。山土場から市場へ出して、市場からもう1回製材工場に輸送する。そういう並材といいますか、値段の安いものはもう山側から直に製材工場に持っていこう。あるいは、物流と商流を分けるような形の流通改革をやろう。そうしますと、当然のことながら、山側と製材工場なり集成工場とか、それをつなぐ者がいるんじゃないのかという思いです、具体的には担当課長から説明させます。

○小林木材産業課長 今、長官の方から申し上げましたけれども、例えばある工場では真っすぐで径級が20センチ以上だとか、そういう材が欲しいと。あるところは、若干曲がってもいいけれども、そういう材が欲しいとか、いろいろ製材、あるいは加工する方ではニーズがござい

ます。それから、もう一つ、毎月安定的に材を供給してほしいと、こういうニーズもございます。一方、山の方からは、山を間伐する、あるいは主伐するといいますと、幾つかのいろいろなパターン、我々はA材、B材、C材と呼んでいますけれども、真っすぐな木をA材、若干曲がっているのをB材、パルプ、チップとして使うのをC材と、こう呼んでおりますけれども、そういうものが一遍に出てくると。それを余すことなく使っていくということがまた山の方に還元していくと、こういうことになりますので、そういう情報が出てまいります。その出てきた材の情報をもとに、この材はこの工場に真っすぐ行ったらいいと、これはこちらに行った方がいいと。その間を取り持っていけるということになれば、流通コストも下がり、また需要者の方も安心して使っていけると、こういうことになるということで、その間を取り持つ役割をそのコーディネート。具体的には、現在では岩手県の方でそういう役割を先進的に取り組んでいるところもございまして、あるいはほかにもそういう事例もあろうかと思います。そういうことをもっと全国的にも普及をさせていきたい、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○有馬会長 はい。

○鈴木委員 今のご説明でもう1回お尋ねする。コーディネーターといいますと官の仕事というイメージなんですが、これはやっぱり民なんですか。

○小林木材産業課長 民のイメージで考えております。

○鈴木委員 民のイメージ。これ独立でこのコーディネーター業をつくり上げるということですか。

○小林木材産業課長 例えば、素材生産をやる方々の協同組合とか、あるいは既存の原木市場とか、そういう木材の流通にかかわっていた方々はそういう役割をしていくということも考えられるなというふうに考えてございます。

○有馬会長 岡田委員、それじゃ。

○岡田委員 意見ですが、ただいまのお話の描いた図も大変結構だと思います。ただ、現実には具体的に伐って出してくれる人がいないという状況ですね。各都道府県は独自の、例えば森づくり税みたいなことで間伐推進のことをたくさんお金としては手当できていると思います。ですから、お金があるからやってくださいという状況に既になっているんですけども、具体的に伐りに行く人がいない。林家をまとめる、そのお話としてはあるんですが、具体的にまとまる状況にならないぐらいに空洞化が進んでいるという、こういう状況があって、そこへの手当ももう一つないと、この絵も残念ながらやっぱり動いていかないですね。だから、そのあた

りへのこのいろいろな形で出し方あると思いますので、ぜひ伐った暁には再度投資もあり得るとか、今投資に対するお金のケアはないですね。だから、上手にもう少し仕組んでほしいというかね。多少賃金アップになるような、具体的にそういうことがあると、労働力もそこに戻ってくる可能性は十二分にあると思うんですね。そのあたりへの配慮、そこへのケアがもう一つあるとありがたいと思います。

○有馬会長 前田委員どうぞ。

○前田委員 この木材安定供給体制というこの絵図は大変結構なんですけれども、まず1点は、森林組合と林業事業体というのが赤線で書いてあるんですけれども、森林所有者の中には大規模所有者と言われるような所有者もいて、その方たちは森林所有者だけではなく、よく言われるのは森林経営者ということで、みずから雇用を持ち、みずからの山林を経営しているという会社があります。その方たちには森林の施業をするノウハウもあり、決して生産する能力もあり、地域においては確かに森林組合しか実力のないところもありますけれども、ほかの地域では森林経営者の力が十分あるところもあり、そういう地域においては森林組合と森林経営者が競争することが、1つは低コスト作業のシステムの開発や普及にもつながりますし、低コスト再造林ということが今後問題になってくると思います。そちらの方にもつながっていくと思います。

先ほど岡田先生もおっしゃいましたけれども、我々現場が一番今困っているのは、人を募集しても人が来ない。その人を育成するだけの今ノウハウがつかめない。10人来ても1人しか残らない。そういう状況で、今私たちは伐りたくても伐れないし、再造林したくてもできないというのが今一番現場の困っていることです。コーディネーターという話もありますけれども、実際に今もう各製材会社のバイヤーと言われるような人たちが、まだ日本にはバイヤーと言うほどのものではないかもしれないですけれども、動き始めています。その人たちは、もう既に地域の力のある森林経営者や森林組合の方に働きかけながら、自分の素材を確保することに躍起になっています。こういう動きは、今までの国産材の動きの中にはなくて、やっとな国産材の中でも競争原理というのが働いてきたんだと思います。この競争原理をうまく利用して、我々森林経営者もみずからの利益を確保する努力というのが必要だと思っています。

森林組合の方にもぜひお願いしたいんですけれども、森林組合にまともてもらわないと、自分たちではとても経営ができない森林所有者のために、ぜひ経営者を育てていただきたいと思っています。現場で働く人もそうですけれども、経営者というものをぜひ森林組合の中でも育てていただきたいと思っています。そのことが、日本の森林の今後の発展、我々森林所有者の利益の確

保、それによる再造林が可能となると思っております。

以上です。

○有馬会長 今のお話の中でどなたか。

よろしいですか。

○島田林政部長 林政部長でございます。

今、岡田先生お話しになられたその労働力の話は、やはり、地域いろいろな場所があると思いますけれども、非常に深刻だと考えております。我々もやはり今の流れが本当にうまく進むようにしなければならないということで、そのような方向へ向けていくためにサポートをいろいろ考えなければならないというふうに思っています。きちっとした事業体が本当にその地域を支えて効率のいい仕事ができるようにしていくためにどうしていくのかという部分は、これからいろいろさらに考えていきたいと思っています。

また、前田委員の方からおっしゃられた、競争原理の話も、いろいろな低コストの施業の体系だとかが入ってくるということ自体がそうしたことへつながっていくこととなり非常に望ましいんだというふうにして思っています。それが山元の森林所有者さんたちのためにもなるんだと思っています。また、大規模な森林所有者の皆さんで力を持っている方を私どもは別に否定しているわけでは全くなくて、そういう方たちにも活躍していただければと思っています。けれども、多くのところでは、やっぱり森林所有者さんたちは非常に小規模なんです。そういう方たちのところをコストダウンするために機械を入れて施業をするというと、ロットがまとまらないと、機械を移動させていくだけでもコストがかかってしまって、とてもじゃないけれども、機械化のメリットが出てこないと思うんです。ですから、施業をまとめていくということ自体は、事業体を育成する部分にも非常に役に立ってくるわけです。事業体が機械をもって、ロットが大きなところで仕事ができれば当然そのコストも下がります。また、そうなれば、その人たちは自分たちはこんなにコストを下げられるんですとアピールすることで仕事も集まってくる。現実にはコストダウンを実現し、森林所有者にそれをアピールして仕事を集めている事業体も全国の中にはおられます。

ですから、そうしたよい例を我々もどんどん広めていきながら、競争原理とおっしゃいましたけれども、そういうものを入れていければというふうにして思っています。それで、ここで目指しているような、こういう大きな流れが本当に出てくれば、いろいろな面で前へ進んでいくことが可能になる部分が出てくるんじゃないかというふうにして考えています。全国森林組合連合会の岩川さんもおいでになっていますけれども、森林組合の皆さんにもやはり地域で森

林所有者の皆さんたちの間に立っていただきたい。地域の中では森林組合の役割は極めて大きな部分があると思っていますし、その役割をそれぞれの分野で果たしていただければ、今回の仕組みも回っていくと思っています。地域協議会については、今度のブロック会議の中でも、県の担当者だけでなく、森林組合の関係者の皆さんたちにもおいでいただいたり、素材生産やっている皆さんたちにもおいでいただいたりしています。皆さんでやはりその地域の中で話し合いができていって初めてこういうのができるんだと思っています。私どもの方もよくそういう部分を理解していただけるように取り組んでいきたいと思っています。いろいろなご意見いただきながら、本当にうまく回っていくように努めていきたいと思っております。

○有馬会長 どうぞ、今の関連で。

○山根委員 今のちょっと関連ですが、林業、製材業の労働者は割と高級技能者なんですね。それで、外国人労働者の単純労働者のみという認定されておるわけですね、この業種が。よって、私は今のグリーン購入法も含め、やはり世界をにらんで、ここに研修生を入れてそれを戻していくというように、外国人研修制度の枠をこの業種にも広く広げられたらいいんじゃないかなという気がしております。

○有馬会長 関連で。

○早坂委員 前田さんの意見に、その辺に関連しまして森林組合についてなんですけれども、今回このモデルになっているのは、日吉町のかなり優秀な森林組合さんをモデルにして計画されているんですけれども、全国の中には森林組合のレベルがかなりばらつきがあります。これは、全国的に展開する事業だとしたときに、森林組合員の意欲のないところをかさ上げしていかないと、なかなか全国的な運動にならないんじゃないだろうかと。恐らく、意欲のあるところは、黙っていても優秀なコーディネーターが育つかと思います。ただ、地方によっては、意欲のないところだと、コーディネーターを育てたくとも、そのコーディネーターすらできないような状態になると思うんですけれども、その辺のかさ上げのこともあわせて考えられていますかどうか、お答え願いたいと思います。

○高橋経営課長 お手元の資料の、恐縮ですけれども、横長のさっきちょっと運動の中で説明していますという横長の参考資料の下にページが振ってあるんですが、2ページというのを開きいただければと思うんですが、日本地図が入っております。この中で一番真ん中に、京都府のところで赤い字で日吉町があります。ここが一番進んでいる、ご指摘のとおりです。そのほかに、緑色で12のモデル森林組合と、大体1ブロックに1つないし2つです。

おっしゃるとおり、森林組合の状況に相当格差がありますので、ただ、日吉だけに研修作業

を集中していったらいつまでも広がりません。ですから、こういうモデル組合というのを去年の夏から育成して、これらの組合は去年11月に日吉で1週間集中研修をして、かなり提案型施業を学んでもらっています。まだ日吉の域には達しませんけれども、そういう日吉から学んだ人を各ブロックでつくって、ここでまた今年の夏に2回にわけて集中的な研修をします、ブロックごとにですね。そこからまた広げていくと。今とりあえず、こういう研修に参加して集約化をやりたいという森林組合も全国で100以上今積み上げをしています。そういう意味では、格差が相当ある中で底上げをしていかなければいかんという意識を持って進めております。またご指導いただきたいと思います。

○有馬会長 魚津委員どうぞ。

○魚津委員 森林所有者のことについて、答えというか、真剣に考えていただきたいと思って発言します。

それは、富山県は、高校進学率が全国1、2を争っています。大学を卒業したら帰ってこない、そういうところでありまして、富山県全体的に不在村地主が増えているんですね。そこに、実は昨年有害鳥獣、熊騒動がございまして、私どもの町にも女性がけがされましたし、隣の町では1人亡くなったという状況であります。これは、いろいろな方のお話を聞きますと、人間界と獣界がなくなったということが一番多くあるだろうと。それは、戦後、それこそ熱源のために、他人の山まで入って枝をいただいてきたと。それがなくなってきたということで、実は不在村地主が増えている。この前も、この場所で少し話させていただきましたが、所有者を見つけないときという話をいたしましたら、何かGPSという近代的なもので境界はつくれるんだという話でありましたが、それに対してはかなり低いんです。低いというか、境界を決めるためにお金がかかるんだけれども、国から来るお金が少ないということもあって、なかなか難しいんですね。

そこで、過去にというか、今もあるかもしれませんが、ダムをつくったときに、所有者がわからないじゃないですか、ずっと。入会林野法という法律あったですよ。今でもあるんじゃないかと思いますが、何かそういうふうな形で不在村地主に対して何か……。当然納税者がいるわけですが、その人と交渉すればいいという話じゃないんですよ。おじいちゃんの名前になっていると、ずっと判こをとってこなくちゃいけません。そうすると、土地の価格が低いものですから、もう都会に住んでいる人と富山に住んでいる人と、土地の感覚が全然違うんですね。そんなことで、私は常日ごろ人間界と獣界、実は人間が住んでいるという境界を少し山の中まで持っていきたいということで、集落で取り組んでいただいているんですが、あるときおれの

山へ何しに来たと言われたんですよ、実は。だから、できますれば、そういう形の中で1つのエリアでまとまってそういう森林を管理していく。森林組合という1つの組織あるんですけども、そういうときに森林所有者の中の不在村地主に対しての国家的方策というか、施策を真剣に考えていただけないでしょうか。返事は要りません、難しいんです。

ここで、森林所有者に名前が出てきたものですから、私は常に思っています。今富山県も熊と戦う協議会をつくりましますし、実は温暖化でイノシシが来ているんですよ、富山に。福井県に7,000頭いると言われています。富山には実はイノシシいなかったんですが、実はいます。熊よりイノシシが怖いという話なんですね。熊は人を見たら逃げていきますけれども、人間も熊を見たら逃げていきますけれども、イノシシは向かってくるといいますよ。下のきばでやられると、傷口が治らないということでありまして、そういうふうに頭を悩ませている自治体でありますんですが、今ほど申し上げたのは、ぜひとも不在村地主に対する何か法的な方法というか、考えていただければという思いですので、今日、あしたの話じゃないですよ、ずっと。2年間よろしく願いいたします。

○有馬会長 森林組合の話題……

○岩川委員 隣にマイクが来たもので、一言。

熊もおもしろいようですが、イノシシはもっとおいしいそうですね。それ余談でございまして、森林組合と林業経営というの、これ永遠の課題でございまして、これやっぱり何とかそのルールづくりをこれからしていきたいと思って、いろいろ運動も提案しております。競争原理については、山に木材を買いに来るのが価格の買いたたきの競争になつては、これは元も子もないと思っております、実は今林野庁の施策とタイアップして、そういう意味でのモデル施業、これをかなり、例えば一人・一日／2～3立方というのを間伐でやっぱり10立方ぐらいまで生産性をアップして生産コストを下げる事例が出てきておりまして、そこまでいくともう補助金なしでもやれるぐらいの、そういうモデルを普及することによって競争原理が生きていくような形を一つ考えていきたい。その結果として、私どもその経営者と、当然所有者の組織ですから、オーナーズコーポラティブですから、いわゆる山元立木価格を、立木所得をいかにまた前のように少しでもやっぱり増やしていくかと。そうすることで、伐った後もう一度きれいに再造林して、まさに循環型の施業体系をもう一度構築していく。そのためのシステムづくりと、ある意味での政策誘導をやっぺいこうと考えて運動も進めておりますし、政策ともタイアップしておりますので、そういう中で、やっぱり小さな所有者はなかなか経営的に成り立ちませんから、大きい方が経営として成り立たせて、そこの中でやっぱりその地域全体のまとまり、組

組織化のある意味でリーダー、ぜひ前田さんなんかには森林組合長になっていただいて地域を引っ張っていただくようなことがこれからできてくるのではないかと考えておまして、その中で資本装備なり、労働力なり、やっぱりレベルアップと地域としてのその稼働率の向上といえますか、そういうことがさっき言いましたやっぱりコストダウンなり生産性の向上なりつながっていったら、そういうものが林業経営に少しでもフィードバックしていくような、そういうことをやっていったらどうかと考えておまして、ぜひいろいろとまたご意見を伺いながら、また政策との融合性を図りながらやっていければいいのかなと考えておまして、座長大分時間を気にしておられるでしょうが、一言またよろしく今後ともお願い申し上げます。

○有馬会長　ありがとうございます。

この安定供給体制については、全体的なこれからの延々と多分現実を押さえながらやらなくちゃいけないことだと思っておりますので、それと、これのもとになっているのは、もう一つのやっぱり軸になっているのが地球温暖化とも絡んでおりますので、その話を伺った上でまたやるという形にさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の地球温暖化対策のやつを紹介いただいた後に、またこれとあわせてご質問、あるいはご意見をちょうだいしたいと思いますので。

○沼田計画課長　それでは、資料の５番でございますが、森林吸収源対策についてご説明させていただきます。

まず、ページをおめくりいただきたいと存じますが、最初に、我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通しと書いてございます。ご承知のように、地球温暖化防止の観点では京都議定書がございまして、京都議定書の基本フレームは、西暦で1990年、これを基準年といたしまして、このページでは2010年と書いてございますが、正確に言いますと2008年から2012年までが第1約束期間と申しまして、その5年間のそれぞれにおいて1990年に比べて温室効果ガスの排出量を日本の場合6%削減しなさいというものが国際約束になっておるわけでございます。ちなみに、2010年というのは2008年と2012年のちょうど中間の年に当たります。

そういった状況、そういったフレームになっておるわけでございますが、これは環境省の方で発表した数字でございますが、2005年度の速報値ということで真ん中の上の方に書いてございます。現時点では1990年の排出量に比べてもう既に8.1%増加しているということでございまして、トータルとしては14.1%も減らしていかなければいけないと。そういった中に森林吸収源、これは1,300万炭素トンという大枠がはまっております。そういう枠取りがございしますが、そういったことで森林吸収源としてきちんとやっていかなくてはならないという構

造になっております。

次のページでございます。これは、部門別それぞれどういう状況かということでございますが、大きく5つの分野、いわゆる排出の部分でございますが、特にオフィスビルを初めとして業務その他、それから家庭、この分野が非常に1990年に比べて増加しているという状況でございます。それで、各分野においてもそれぞれ第1約束期間に向けて削減努力をしていかなくてはいけないという構造でございます。

次に、3ページでございます。京都議定書のところで、森林吸収源として1,300万炭素トンというものが認められているわけでございますけれども、そういった新規植林と再植林と森林経営というふうに3つ分かれてございますけれども、我が国の場合は新たに森林を造成するというのはなかなか難しい状況でございますので、この一番下でございますが、森林経営、持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業が行われている森林でございますけれども、こういったものが対象になってくるということでございます。

その次の4ページでございます。では、そういった森林経営というものをどういった考え方でどういった方向で持っていくかということでございますが、京都議定書上、その森林吸収源として森林経営の対象にできますのは、森林すべてを対象にできるのではなくて、森林経営がなされているものに限定されます。そういったことで、私どもとしても環境省等と整理をいたしまして、森林経営の考え方をここに書いてございますように整理をしているということでございます。育成林につきましてはいわゆる人工林中心でございますが、そういったものにつきましては森林の施業、いわゆる地ごしらえでありますとか、保育でありますとか、間伐でございますが、そういったものがきちんと行われている森林、そういったものについて、日本の森林資源の構成からしますと間伐が一番大事でございますので、そういった森林整備を推進して対象となる森林の割合をこれから増やしていきましようということでございます。天然生林につきましては、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林ということで、こういったものも増やしていきたいということでございます。

次の5ページでございますが、そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、森林吸収源としては、右の方に育成林の年齢ごとの面積を記してございますけれども、こういったように間伐の対象となる森林の面積というのがかなりございますので、そういったものを対象として間伐をきちんとやっていく必要があるということでございます。

次のページでございます。私どもとしても、昨年でございますけれども、じゃその1,300万炭素トン確保するために、一体どのぐらい追加的に森林の整備をしていかなければいけない

のかということで、改めて試算をしているということでございます。その内容でございますが、基本的には今まで行ってきたものは大きなマクロ的に上から押さえる方法をとっておりましたけれども、昨年の場合はいわゆる条約事務局に対しましてきちんとした数字を出していかなくてはいけないというのが背景にございまして、いろいろな数値的に調査を行ってまいりました。いろいろな実地調査をやりまして、具体的には樹種別なり、齢級といいますか、林の年齢別に、そういった森林吸収源として算入ができる森林の割合というものを把握していつているということでございます。

その真ん中に書いてございますけれども、1990年以降にきちんとした手入れがなされていて、今後6年間の間に森林施業を行わなくても算入対象となるものが450万ヘクタール、通常の今の予算水準を前提にして考えますと、こういった間に算入対象になるものが225万ヘクタール、合わせまして675万ヘクタールでございますが、こういった森林における二酸化炭素の吸収量というものを計算しますと910万炭素トン。同じように、天然生林につきましても、もう少し国有林を中心にして保安林を拡大していつて、できる限り炭素の吸収量を確保していこうということで、280万炭素トンということで考えたところでございます。そうしますと、110万炭素トンがやはり足らないと、1,300万炭素トンのうちですね。そういったことで、その110万炭素トンに相当する森林整備の量を計算いたしますと、毎年20万ヘクタールの整備が必要であるということで考えているところでございます。

それで、この20万ヘクタール毎年やるということになりますと、次のページでございますが、全体のそういった20万ヘクタールの森林整備をやっていく場合に、左側の方は昨年9月に閣議決定していただきました森林・林業基本計画に基づいた数字でございますけれども、複層林造成も含めまして考えますと、トータルとしては1,330億円の事業費がかかるだろう。ただ、今後6年間ということで、緊急的に、応急的に対応をとりたいということで考えますと、間伐に特化してやっていこうということで考えますと、960億円の事業費がかかるであろうというふうに考えているところでございます。

そういったことを説明しつつ予算要求もさせていただいたということで、8ページでございます。そういったことで、先ほども若干ご説明させていただきましたけれども、平成18年度の補正予算と平成19年度の当初予算合わせて765億円の追加的な予算が組めたという状況でございます。補正予算のところにおきましては、災害に強い森づくりに向けた間伐、こういったものを緊急に実施していくと。こういったことで、約15万ヘクタールは間伐ができるであろうというふうに考えております。それから、平成19年度の当初予算の中でも、1つには間伐、林野

公共事業の中で間伐にもう少し重点化していくという部分。それから、先ほどもご説明しましたが、水産庁の予算、それから農村振興局の予算の中で私どもと連携して実質的に森林整備をやっていく事業を設けたと。それから、特に、ここに美しい森林への再生モデル事業ということで書いてございますが、これは非公共事業でございますけれども、森づくり交付金の中でこういった定額助成方式ということで組んだところでございます。

そういった予算、それから冒頭長官からもお話がございましたが、美しい森林づくりに向けた国民運動、これは詳細につきましては今検討中でございますけれども、こういったものとあわせてやっていきたいというふうに考えておりまして、こういった京都議定書の目標の達成にあわせて森林、林業の再生というものをまた考えていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 ありがとうございます。

それでは、今の地球温暖化の森林吸収源対策、それから先ほどの供給体制、これいずれにしても、地球温暖化対策のために何らかの手入れをする。その結果、材が恐らく出てくるだろうと。俗な言い方をしますと、そういうこと。それと、恐らくこの供給体制とはセットになって動いてくるんだろうということだろうと思いますが、いかがでしょうか。

天野委員どうぞ。

○天野委員 先ほどのところに議論を戻すようで大変申しわけないんですけども、自分自身の頭もまとめながら、皆さんと一番大事なところをお話したいと思います。

これは、結局、実業の世界で今改革的なことを私たちがやらないといけないというのは、これはもうわかっていることだと思うんです。先ほどコーディネーターについて、辻長官からわざわざご説明があって、その後岡田先生の方から、伐りに行く人がいないんだよというお話、そして前田さんから非常に現実的なお話、そして早坂さんからまたお話がありました。

実は、早坂さんがまだちょっと少しわかっていらっしゃらないことがあるかもしれないと思って聞いていたんですけども、今先ほどの岡田先生のお話は、コーディネーターというのをつくるのはいいけれども、実際伐る人がいないことが問題なんだよというふうに言われておるんですね。それで、実は、私は最初コーディネーターという文字が出てきたときに、ヨーロッパのフォレスターみたいな仕事をする人かなというふうに思ったんです。要するに、小規模な森林所有者を取りまとめるというふうなことをする人がコーディネーターなのかなと思っていたら、そうではないんだよという感じで、市場飛ばしじゃないですけども、要するに市場の中のそういうコストカットをするためにというふうなことをマッチングを行う流通コストの削

減が目的なのだということでした。

その後ありました岡田先生のお話でも、後の前田さんのお話でも、私たちが今必要としているのはコーディネーターとともに、上にあります施業プランナーという、14ページの上に、まずは施業プランナー育成というふうな言葉とか、それから、その次に4というところでコーディネーターというのが出てきます。コーディネーターというのは、今先ほど長官からご説明があった市場のところなんですけれども、一番私たちが今必要としているのは、いわゆる、例えばオーストリアなどでは日本みたいにサラリーマン型で所有している人たちが多くて、そういう人たちは5年に1回ぐらい森林簿というものを自分で買って、近くにいるコーディネーターであるフォレスターという人たちに施業を考えてもらうというふうなことをやっているんですね。これを本来日本で一番やらなければならないのが森林組合なんですけれども、森林組合がそれができていないので、いわゆる素材生産業者の中で賢い人たちがそういうことをやり始めている。でも、岡田先生いわく、実際上伐りに行く人がいないということはどういうことかということ、私は全国周りまして、大体68歳ぐらいがやっぱりそういう地域の人たちを取りまとめで伐ってみたい、あるいは伐る素材業者に話を持っていったりする人の年齢、あるいは伐る人の年齢というのになっていると思います。そここのところの教育が実は一番今は重要なのではないかなというふうに思っております。なぜかという、自分自身が新生産システムのコーチというのに属しておりまして、いろいろな森林組合の方とお話しするんですけれども、森林組合にも私書いていますし、大変失礼なんですけれども、森林組合の方ほど頭が古くて、もう絶対林業は再生しないんだと思っていらっしゃる方が多いですね。それで、そういう会議に出ておりますと、喫緊の課題というのは実は森林組合をもうちょっと外国のフォレスターみたいにするような教育機関が実は必要なのではないかなというふうに思っているところです。

○有馬会長 今、コーディネーターの位置づけ、コーディネーターの、それから労働力の、それから実際に実行できるかどうか。このコーディネーターの位置づけというのは大変、フォレスターの話も出たし、非常に重要な位置づけにあることだけは間違いない。両面を持っていて、川下側と川上側との話のちょうど中間にあることだけはこれ間違いないわけで、これがどういう具合になるのかということ、いろいろなところからこれから入れて出てくるんだろうというぐあいに、天野委員のご指摘のとおりかと思っておりますので、いろいろな……。

ただ、先ほどの中で、この全体の図、流れとしてはこういうことがあるんだろうけれども、伐る労働力の問題、それからこのあたりのところがちょっとまだ見えないのではないかなというようにご指摘のような感じがちょっとしました。多分お考えだろうとは思っておりますけれ

ども。

ほかにいかがでしょうか。

はい。

○岩川委員 先生ご指摘のとおりで実態がございますが、実は戦後営々として山づくりをやってきた1つの組織と技術集団でございまして、ただ当時は、やっぱり今の3倍ぐらいの5,000数百万立方の素材の生産もやっていたわけですね。それで、実際に80年、90年の木を伐るだけの技術も、その民有林の中にも当然国有林という技術集団もございましたけれども、ありまして、それが実は1,800万立方というような量まで縮小する過程で、実は森林組合は政策とやっぱり表裏一体となって、木を植えて下刈りをするところから間伐という事業に特化して、今間伐はそういう形ではかなり全国的に担っていけるだけの、間伐ですから、ある程度その技術なり、生産性なりを維持してきていると思うんですが、やっぱり主伐となりますと、跡地の造林があるわけですね。これは、現に実は一部の森林組合ですけれども、跡地の再造林までやってあげますから、山を売ってくださいということではむしろ主伐もやってきておりましたんですが、一昨年の夏ごろに大幅に木材価格がダウンしまして、そういうもう余裕がなくなったというのが実は極限まで民有林の地盤沈下が進んだ形だったと思うんですね。そのかつて2万5,000円もしていた平均単価が8,000円、9,000円にまで落ちたという、そういう実態にまでなったわけですから。

それが、実は先ほど来長官初めとして皆さんからいろいろ報告がありましたような形で、実は私ども追い風が吹き始めていると思っておりまして、そこの中で、実は今お話のありました、これからはやはりそういうことで循環型ですから、伐った後きちっと植えると。場合によっては長伐期化もしていくというような施業体系をきちっとプランナーとして企画書でもって提案して、具体的に見積もりをして、それで生産をします。できれば、それを取りまとめて安定的に供給していくということの実は運動方針を18年度から実行に移していきまして、それを政策的なバックアップをしていただくということで、今日概要の説明のあったような政策とタイアップしてそういうプランナーづくり、養成。ですから、さっき申し上げましたモデル組合をまず全国10幾つかつくって、そこで1つの組合に10ぐらいずつ集まると、これすぐ100を超えますので、組合の体制整備も進めていますから、今800ぐらいある組合が600とか500になれば、そういうことができるような技術者を中に抱えていけるような組合に、できれば徐々にですけれども、全国的に整備していくんだと。そういうことを実は、ようやくというと遅いと怒られるかも知れませんが、手がけ始めておりますので、いろいろとご理解とご指導をいただきな

がら、ぜひ林野庁の方にはそういうことを効果的にご指導、事業面でのバックアップもいただきながら進めていきたい。ぜひこういう事業がそういう成果を少しずつ積み上げていけるようにしたいと思っています。演説をするわけじゃありませんが、よろしくご理解のほどお願いします。

○有馬会長 ありがとうございます。

それでは、もう一つお進めいただくところございますので、小笠原諸島の世界遺産暫定一覧表への記載につきまして、事務局よりご説明をお願いいたしたいと思います。

どうぞ。

○鷲谷委員 簡単なお質問をさせていただいてよろしいでしょうか。吸収源確保の方策について、簡単なことなので、私が理解が足りないので教えていただきたいと思います。

天然生林の方で、国有林を中心として保安林面積の拡大に努力するということなんですけれども、それはペーパーワークなんですか。それとも、現場の森林での何らかの作業を伴うものなんですかという。現場でネゴシエーション的なことはあるかもしれないんですが、それをお聞きしたいだけなんです。

○沼田計画課長 保安林で天然生林のところでございますけれども、基本的にはどういったものがそのいわゆる森林経営対象森林としてカウントされるかということでございますが、一番多くなるのは保安林だというふうには考えておりますけれども。

○鷲谷委員 そうじゃなくて、保安林に指定するというペーパーワークなんですかという事。

○沼田計画課長 指定するだけじゃなくて、指定しただけでそれで終わりということじゃなくて、指定してちゃんと例えば遵守するなり、いろいろな保護保全措置をちゃんととっているということでない、例えば条約事務局から審査があったときに証明できないというふうにご考えておりますので、そういった保護保全措置は必要だと。

○鷲谷委員 それには、予算もそれなりに必要なもの……。

○沼田計画課長 必要なものにつきましてはですね……。

○鷲谷委員 それだけ教えていただきただけです。ありがとうございます。

○有馬会長 それじゃ、どうぞよろしくお願いします。

○笹岡研究・保全課長 研究・保全課長の笹岡でございます。

ずっと林業再生と森林整備の話題が続いてまいりましたけれども、私の方から少しだけお時間をいただきまして、貴重な森林の保護という観点から、小笠原諸島の世界遺産暫定一覧表へ

の記載について報告致したいと思います。

資料の6の1ページをお開きいただければと思います。

ご報告したいことの要点は、この最初の四角の囲みの中に書いてございます。去る1月29日に、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、いわゆる世界遺産条約に基づく我が国の暫定一覧表に自然遺産として小笠原諸島を記載するということを決定致しております。この決定を受けて、翌1月30日にはユネスコの世界遺産委員会事務局に我が国としてこの暫定一覧表を提出しております。暫定一覧表と申しますのは、ここに書いてありますように、世界遺産として将来本推薦を行う意思のある物件のリストということでありまして、本推薦を提出する1年以上前までに提出することとされております。

ということで、今回は暫定ということでもまだ中間段階でございますけれども、今後は、小笠原諸島が世界自然遺産として将来的にも価値を維持できる見通しをつけることができるように努力します。具体的には、特に外来種対策に力を入れながら本推薦に向けて取り組みを進めたいというふうに考えているわけでございます。

以下、かいつまんでその経過等を資料にお示ししております。

まず最初に、その下の1番のところですが、林野庁と環境省で平成15年に共同の検討会を設けまして、世界自然遺産の候補地の絞り込みを行ってまいりました。そこでは、知床と小笠原諸島、それから琉球諸島の3地域が選定されておりますが、知床につきましては既に推薦を得て、17年7月に遺産の登録を実現しております。小笠原につきましては、多くの固有種が生育・生息する特異な島嶼生態系であるということについてこの検討会でも高い評価をいただきましたけれども、課題としまして、外来種対策を早急に講じる必要があること、重要な地域の一部はまだ十分な保護担保措置がとられていないことというような、いわば宿題をいただいた形での評価でございました。

次に、2ページ目の方にまいりますが。その後の経過でございます。

今回、暫定リストを提出するという意思決定に至ったポイントでございますけれども、1つはこの2ページ目の2段目のところにありますが、小笠原諸島世界遺産候補地科学委員会というのを設けまして、学術的な見地からご議論いただきまして、小笠原の世界遺産としての価値というものについて一定の整理をいただきました。ただ、あわせて課題としまして、外来種対策はおおむね3年ぐらいしっかりやる必要があるだろうということの提言もいただいております。

このような状況を踏まえて、地域連絡会議という地元の関係機関や関係団体等の集まりにお

いて地元の合意が得られたということをもって、まず暫定リストを出すということになったわけでございます。

世界遺産の価値につきましては、この2ページの下の3番以降書いてありますが、世界遺産の場合は、特に世界に類例がないような価値というものを証明していく必要がございます。それに該当するような小笠原の特徴を整理したところ、まず「地形・地質」という点で1つ、その海洋性島弧の形成過程をプレートの沈み込みの初期段階から現在進行中のものまで観察できる世界唯一の地域であるということがございます。

次に、3ページでございますが、「生態系」につきましては、こういう島嶼生態系に特有な独自の種分化というものや、数多くの固有種が見られるということがございます。特に、陸産貝類や乾性低木林といったところに大きな特徴がありまして、「進化の実験室」とも言えるものではないかということでございます。

次に、「生物多様性」の観点では、オセアニアですとか東南アジア、あるいは日本の本州といういろいろな系統の多様な起源の種が混在しているということがありますし、それから、世界的に重要な絶滅のおそれのある種、IUCNという国際自然保護連合が出しておりますレッドリストに記載されている種も非常に数が多いというようなことでございます。

世界自然遺産につきましては、従来から、林野庁、環境省等それぞれの立場からいろいろ取組を進めてまいりましたが、特に林野庁の方で行っている取組としまして、まず3ページの一番下になりますが、保護担保措置の充実ということで、新たな森林生態保護地域の設定作業を今進めております。小笠原の森林の8割以上を国有林が占めておりますが、その国有林の約8割を森林生態系保護地域という保護林に設定しようということで、今年4月の設定を予定しております。

次に、4ページですが、希少種保護の取り組みといたしまして、国内希少野生動植物でありますアカガシラカラスバト、メグロ、オガサワラノスリ等の保護・増殖を図るために、生息調査、それから環境維持のための巡視ですとか、環境整備のためのさまざまな取組を行っております。

最後に、外来種対策でございますけれども、外来種につきましては、小笠原では動物ではヤギやグリーンアノールという爬虫類が問題とされておりますけれども、植物ではアカギという種が大変増えておりまして、既存の固有の生態系を脅かしております。それについては、林野庁の国有林の事業としまして巻き枯らしやボランティアによる駆除等を行っておりますし、そのほかにも木本の外来種について、林野庁として今後努力をしていきたいと思っております。

こうしたいろいろな、各関係機関も含めた取組を続けまして、世界遺産としての価値を維持できる見通しをつけて、何とか3年程度を1つの目安にしまして本推薦に向けて努力していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○有馬会長 ありがとうございます。

どうぞ、ご質問等ございましたら。いかがでしょうか。

せっかくですから、青山委員何か。

○青山委員 小笠原は私も行ったことがあります、ぜひ東京都の中の世界遺産というのをぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、せっかくですので、素人ながら各地に行って森林と林業の再生に向けてハッパをかけている1人としてちょっとお伺いしたいのですが、1つはこの木材の安定供給体制の整備に向けてということで、小規模ながらもこうやって協議会なりマネジメントをしていて、森林と林業の再生ができるというこのモデル事業というのはぜひとも進めていっていただきたいと思います。ちっちゃいから、地理的に不利だからそれは無理なんだと言っている地域や森林組合の人たちが、やっぱりそういう甘えていたんじゃできないんだというような事例をやはり1つでも多くつくっていただきたいなということと、とはいえ、いろいろな地域に行くと、例えば島とか、いろいろ地理的にやっぱり不利じゃないかなと思うようなところもあるわけですね。そういうような森林は、例えば公益的機能の保全とか、例えば美しい森林づくりに該当するとか、そういった公的なお金で森林整備をしていくようになるんだろうと思いますが、その辺の自助努力が足りない地域と、それから頑張ればできるんだという地域を私はよく見分けがつかないんですけれども、その辺はどういう線引きで考えながらアドバイスをしていっていいのでしょうか。これは、ちょっと言いにくいかもしれませんが、またどなたかが教えていただければ幸いです。

○有馬会長 どうぞ。差し当たり、今後のいろいろな課題になるかと思いますが、優等生的な答案でも結構ですが。

○島田林政部長 すみません。優等生的なお答えでいいということなので。

自助努力で頑張れというところと非常に難しいというところを線引きするのは、現実の問題として非常に難しいというふうにして思っています。やり方次第の部分もありまして、今島の話が出ましたけれども、例えば屋久島ですとか、対馬ですとか、そういう島というのはやっぱり島内に需要がなくて、どこに売ったらいいかということで、林業は成り立たないだろうとい

う話がずっとされていた部分です。しかし、ここでも船で島外へ運んでいくなどの工夫が始まっています。今九州森林管理局の山田局長が頑張っていますけれども、現実には屋久島なんかは物が動き始めているんですね。ですから、それはもう自助努力でできないんだというふうにして切り捨ててしまうと、そういうような動きも消えてしまいますし、その辺は大変難しい部分なんだというふうに思っております。

いろいろ考えてもどうしてもなかなか難しいというふうなところについては、公的な部分での森林の公益的機能を守るための事業もございますので、そういうものを適用していくということは当然あるわけです。今新生産システムだとか、そういう動きも出ている中で、それに乗ってさらにみんなで工夫をしながらできることに取組むというようなことを、皆さんと一緒に考えていきたい。そういうようなことで取り組んでいきたいというふうにして思っております。

○有馬会長 ありがとうございます。

今日は最初の会合でございましたので、ご説明をちょうだいしたと。その中でも大変本質的なご指摘を委員の先生方からいただきました。今後の問題の整理をしていただき、次の審議につなげていきたいという具合に考えております。

いずれにいたしましても、今日の1つの話題の中の木材の安定供給の体制の、これが多分今日は皆さんの話題になったかと思えますけれども、これにつきましては、とにかくこういう姿をまず出していただいたということだろうと思えます。それに当たっての特に今回の言葉の中ではコーディネーターというのと、それからここで言う、先ほどフォレスターなんていう言葉も出てまいりましたけれども、森林組合等というのがぽんと出ているというところに大変やはり特徴があるかと思えますし、これは岡田委員からもご指摘がございましたように、本当に動かせるのかと。要するに、実業として動かせるのかと。でも、実業として動かせるという議論にともかくしなくてはいけないということかと思っております。

そういう点で、今後の動き、それから各地、これはやはり各地で多分事情も違うだろうし、人材的なことも違うだろうと思えます。まさに、そういう点では、各地のやっぱりプロの集団というんでしょうか、プロの視点、それから、もう一つは全体の要するに素人の視点というのもまた大変重要であろうかと思えますので、そういう点で、プロの集団が本当の力を発揮する仕組みというのも一番大事だと。どうも全部が素人化しているというのが最近どうも気になるところでございますので、そういう点では本当のプロの集団としての、しかも素人のやっていることをきちんと受けとめられる、それが多分これからの一番要求されておられることでなか

ろうかと思えますし、そういう点で広い視点からの今後の審議をお願いしたいと思っております。

今日は初回でございましたので、全体のお話がやや私としては大変きつうございまして、初回としてどうしたものだろうかという思いながら実はお伺いしておりました。今後ひとつ次のステップにつなげていきたいという具合に考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思えます。

大変お忙しい中をご出席いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

もう1点、それでは、はい。

○天野委員 私、自分で配ろうと思ったんですけれども、「林業再生最後の挑戦」というチラシが皆さんのお手元にいつております。さっきの青山さんへの答えですけれども、この本を読んでもくたされば理解ができますので。

今日、林野庁の方には差し上げることはしませんけれども、委員の方でこの私の本が欲しいとおっしゃる方には、名刺交換させていただければ無料でプレゼントいたしますので、青山さんも含めてぜひ私に言ってください。プレゼントします。

○有馬会長 それでは、どうもありがとうございました。

事務局の方、何か岡田さんよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

午後 3時55分 閉会